

## 不祥事根絶のための校内ルール

本校教職員は、日ごろから学校教育に携わる者として服務規律を遵守するとともにコンプライアンスを意識し、教育活動に専心しています。

今後も職責を自覚し、信頼される学校・教職員であるために同僚性を高め、以下のことを共通理解して、不祥事根絶に取り組みます。

### 1 教職員倫理

- ・勤務時間の内外を問わず、教育に携わる者としての自覚と責任を持ち行動する。
- ・職務上関係のある業者、団体等からの金品の受領等は厳に慎む。

#### ○茨城県県立学校職員服務規程

第3条 職員は、全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実公正に、かつ能率的に職務を遂行するよう努めなければならない。

#### ○地方公務員法

##### 【職務上の義務】

- ①宣誓の義務（第31条） ②法令・職務命令に従う義務（第32条） ③職務専念義務（第35条）

##### 【身分上の義務】

- ①信用失墜行為の禁止（第33条） ②秘密を守る義務（第34条） ③政治的行為の制限（第36条） ④争議行為の禁止（第37条） ⑤営利企業等の従事制限（第38条）

### 2 わいせつ・セクハラ・パワハラ防止

- ・学校全体の人権意識の向上に努め、いじめ防止対策委員会、生徒指導部によるいじめアンケート等の実施と結果に基づく個別指導・全体指導を行う。
- ・生徒、保護者等への個別面談や指導の際は、教職員間で情報共有を図りながら、複数の教職員による組織的な指導体制を作る。
- ・生徒、保護者等と一対一の状況を作らない（校内の密室、校外で）。
- ・生徒の個別面談、面接指導等を行う際、面接場所を学年主任、学年団の教員に事前連絡しておく。
- ・面談、指導の状況が他の第三者と共有できるように工夫する（第三者の同席、場所、ドアを開放しておく等）。校外でプライベートで会うことは禁止する。
- ・個人所有する携帯電話等は、原則として職員室から持ち出さない。
- ・セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止及び排除に努める。
- ・盗撮行為は、生徒等の心を深く傷付ける法令に違反する重大な犯罪行為であるということを理解し、絶対に行わない。
- ・他の教職員の言動に違和感や疑問をもった時には、管理職に相談する。校内のセクハラ、パワハラ相談担当者を教頭とする。

### 3 飲酒に伴うトラブル・飲酒運転

- ・量の多少を問わず飲酒した場合は、いかなる理由があっても絶対に運転しない。
- ・飲酒量や飲酒時刻によっては、翌日までアルコール分が体内に残存する場合があることを認識する。
- ・飲酒の席では、自らが過度の飲酒を控えるとともに、周りに注意を払い節度ある行動に心掛ける。
- ・帰宅交通手段の確認をチェックシートなどを活用して行う。

### 4 交通事故・交通違反・交通に関する事項

- ・普段から交通法規を遵守し、事故を起こさないように心がける。

- ・事故を起こしたときは、被害者の救護措置等、冷静かつ適切に事後処理を行い、速やかに上司に報告する。
- ・救急業務以外の教員の自家用車への生徒同乗は原則禁止とする。

## 5 体罰防止

- ・体罰は、生徒の人権を侵害する行為であることを認識し、絶対に行わない。

## 6 会計処理

- ・集金後は速やかに業者等へ支払い、ロッカーや机等に保管しない。
- ・一時的な立替であっても、公金や学校徴収金を流用しない。
- ・会計処理の確認は、定期的に管理職を含めた複数の教職員で行うとともに、年度ごとなど、保護者に文書で会計報告を行う。

## 7 情報セキュリティ・個人情報保護

- ・「県立大洗高等学校情報セキュリティ実施手順を定める要項」に従い、情報資産を適切に扱う。
- ・生徒の個人情報に係る書類や成績等の電子データの外部持ち出しは原則禁止とする。
- ・業務上やむを得ず学校外へ持ち出す場合は、情報資産持出記録台帳に記入し、管理職の許可を得る。
- ・校務に係る連絡は文書や学校電話を使用し、私的な電子メール・SNS等を使用しない。
- ・教室へは個人所有の携帯電話を持ち込まない。
- ・授業や学校行事等において、個人所有のスマートフォンやタブレット等を用いて撮影しない。
- ・学校の備品を用いて撮影した画像や動画について、個人使用や校外への持ち出しをしない。
- ・生徒の答案等の取扱には細心の注意を払う。

## 8 環境整備

- ・ロッカーや棚、机、教卓の中はいつも整理整頓するよう心がける。
- ・教室、体育館、更衣室、トイレなどに、普段使用しない備品等を置かない。
- ・施設・設備の破損等は、すぐに修繕(を依頼)する。
- ・複数の担当者により、教室等の安全点検を日常的・定期的(毎月20日まで)に行う。

## 9 生徒・教職員の防犯意識の向上

- ・各教科等の指導を通して、生徒が「性犯罪・性暴力に対して適切な行動がとれる力」を身に付けることができる「生命(いのち)の安全教育」を実施する。
- ・人権教育を土台として、生徒が自分の身を守るための安全教育・防犯教育を実施する。
- ・ヒヤリ・ハット事例が発生した場合は、全職員で共有し、危機管理意識の向上に努める。
- ・コンプライアンスに関わるニュースや「One IBARAKI」などを活用した職員研修を実施する。
- ・コンプライアンス標語を職員から募り、全職員の意識向上に努める。
- ・「不祥事防止のためのチェックリスト」を利用して、自己点検を行う。

## 10 メンタルヘルス

- ・生徒や保護者等からの相談等を個人で抱え込まず、一人の教員に任せてしまわないように、学校が組織として対応できるように協力連携する。
- ・風通しがよく、教職員全員が当事者として互いに支え合う明るい職場にする。